

神奈川歯科大学動物実験規程

動物実験は、医学、歯学、生物学の研究を支える重要な手段であり、そこで得られた知見は人類及び動物の福祉・保健に大きく寄与している。こうした動物実験は、科学的な原則に則り再現性が確保されるべきであるとともに、動物福祉の観点から適切な方法で実施されなければならない。

実験においては、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号、最終改正：令和元年法律第 39 号）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 50 号）に基づき、動物の生命を尊重し、可能な限り苦痛を軽減する措置を講じることが求められる。これは科学的研究の必要性と矛盾するものではなく、むしろ動物実験を行う上で不可欠な要素である。

また、文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）および日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成 18 年 6 月）も遵守し、適正な動物実験の実施を確保する必要がある。これらのガイドラインには、実験の計画段階から動物福祉の向上を図る具体的な方法が示されている。

これらの法令や指針は、動物実験における 3R の原則（Replacement：代替法の利用、Reduction：使用動物数の削減、Refinement：苦痛の軽減）を強調しており、これらの原則を可能な限り実施することが重要である。動物実験の計画段階から 3R の原則に基づく実験デザインを行うことで、科学的信頼性を確保しつつ、動物福祉の向上を目指す。

神奈川歯科大学（以下「本学」という）は、本学研究者によって行われる動物実験がこれらの基本的要件及び最新の法令・指針を満たすものでなければならないとの認識に立ち、動物実験の規程を以下のように定める。

第 1 章 目的

この規程は、本学での動物実験を計画し、実施するよう遵守すべき事項を定め、もって科学的事実かつ動物福祉上適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

第 2 章 適用範囲

この規程は、本学において行われる哺乳類及び鳥類を用いた全ての実験に適用する。哺乳類および鳥類以外の動物を用いる実験についてもこの規程の主旨に沿って措置をする。

第 3 章 動物実験・組み換え DNA 委員会

1. この規程の適正な運用を図るため、学長は本学に動物実験・組み換え DNA 委員会（以下「委員会」という）を設置する。
2. 委員長は、委員会の役割をはたすため、委員に対して情報提供を行うとともに、必

要な教育を行う。

3. 委員会は、実験実施者及び飼育管理者に対し、適正かつ有効な動物実験が行われるように助言または指導を行う。委員会の助言または指導に対し、実験実施者及び飼育管理者は共に協議の上、従わなければならない。
4. 委員会の構成、運営規則は別に定める。

第4章 実験計画の立案

1. 実験実施者は、動物実験の計画立案に際し、必要に応じて委員会や実験動物の専門家の意見を求め、苦痛軽減に配慮し、科学的で動物福祉の理念に沿った計画を立てなければならない。(Refinement)
2. 実験実施者は、適正かつ効果的な動物実験を行うために、実験目的に適した動物種を選定し、科学的・統計学的に根拠のある動物の使用数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件等を十分に考慮しなければならない。(Reduction)
3. 実験実施者は動物を使わない代替法の採用についても検討しなければならない。(Replacement)

第5章 供試動物の導入及び飼育管理

1. 施設管理責任者、実験実施者及び飼育管理者は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」等に基づき、協力して施設の環境及び設備の適切な維持管理に努めなければならない。
2. 実験実施者または飼育管理者は、導入動物を必要に応じて一定期間実験環境に馴化すると共に、伝染病その他の疾病の検疫を実施するように努めなければならない。
3. 実験実施者または飼育管理者は、実験動物の飼育に際し適切な給餌、給水等を行って、一定基準の飼育環境条件を設定すると共に、人及び動物の健康と安全の保持に努めなければならない。

第6章 実験操作

実験実施者は、実験操作の際、動物に無用な苦痛を与えないよう麻酔及び保定に留意しなければならない。

第7章 実験終了後の処置

実験実施者は、実験終了、中止及びその他の理由で動物を処分する際、致死量以上の麻酔薬の投与もしくはその他の適切な安楽死法によって、実験動物に出来る限り苦痛を与えないように努めなければならない。

第8章 安全管理に注意を払う必要のある実験

物理的もしくは化学的に注意を要する材料または病原体を取り扱う実験を行う場合は、実験実施者は、前もって委員会に届け出ると共に飼育管理者や施設管理責任者等と協力して、人の安全性の確保や飼育環境の汚染による他の動物への障害の防止に努め、実験成績の信頼性の確保及び実験成績の信頼性の確保及び実験設備周辺への汚染防止に充分留意しなければならない。

第9章 教育訓練の実施

委員会は実験実施者および研究者に対し、動物を扱う上での適切な資質維持のため、神奈川歯科大学動物実験規程に基づく適正な実験が行えるよう、動物実験のための教育の機会を企画・立案し、これを継続して実施しなければならない。

第10章 附則

1. 規程は平成2年12月31日から施行し、平成3年4月1日より実施する。
(平成8年6月1日 一部改正)
2. この規程の変更等については、委員会の議を経て教授会の承認を得るものとする。
(平成9年4月1日 一部改正)

参考資料

1. 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、最終改正：令和元年法律第39号）
2. 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号、最終改正：令和4年環境省告示第50号）
3. 実験動物の飼養及び保管等に関する基準の解説（環境省のパンフレット・報告書等）
4. 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）
5. 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月 日本学術会議）
6. 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号、最終改正：令和3年法律第43号）
7. Guide for the care and use of Laboratory Animals 8th edition（実験動物の管理と使用に関する指針 第8版 2011年）

附則

この規程は、令和6年12月4日から一部変更して施行する。